

城西大学 学内試験等における不正行為の取り扱い指針

この指針は、学則第72条の2及び第72条の3(*)に基づき、学内試験等における不正行為に対する処分について必要な事項を定める。

1. 学内試験等における不正行為は絶対に行ってはならない。不正行為を行った学生に対しては、下記のとおり厳正な措置をとるものとする。
2. 前項でいう不正行為は、次の各号のとおりとする。
 - ①代理受験を依頼した行為及び代理受験をする行為（＝替え玉受験）。
 - ②答案提出者と異なる者が答案を作成する行為（＝答案差し替え）。
 - ③カンニングペーパーの使用、および他者へのカンニングペーパー回し行為。
 - ④他者の答案を写す行為、答案を他者に見せる行為。
 - ⑤持込・参照が認められていない物を使用する行為。
 - ⑥言語・動作・電子機器等により他者に連絡する行為（連絡した者・連絡を受けた者）。
 - ⑦電子機器を用いて不正に情報を得る行為。
 - ⑧その他試験監督者の指示に従わず、又は公正な試験を妨げると認められる行為。
3. 不正行為に対する処分は次のとおりとする。
 - ①処分基準： 停学とする。
 - ②単位認定の取り扱い： 不正行為科目の単位認定は行わない。また、行為が悪質な場合は当該試験期におけるすべての単位認定を行わない。
4. 不正行為の再犯に対しては、各学部教授会の審議により処分を加重する。
5. 不正行為の認定、内容評価、処分の起案については各学部教授会が審議し、学長に報告・説明の上で、学長が処分を決裁する。
6. 不正行為として決定された処分は、これを学内に掲示し、公表する。

付則

1. この指針は、2018年7月13日から施行する。
 2. この改正は、2018年12月14日から施行する。
- (注*) 城西大学大学院は学則第50条の2及び第50条の3、城西大学別科は別科細則第30条に基づく。